

栗山町空き地空き店舗活用支援事業補助金交付要綱

平成 22 年 7 月 1 日告示第 86 号

(目的)

第 1 条 この告示は、市街地商店街（栗山・角田・継立）の指定区域内に点在する空き地空き店舗等を有効活用し、新規出店者に対し、その費用の一部を補助することにより、商店街の連続性を保つとともににぎわいのある商店街づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 新規出店者 新たに商業等を営もうとする者又は既に営んでいる者で、指定区域内にある空き地空き店舗等を活用し、新たに出店する個人又は法人であつて、次のいずれにも該当しないものをいう。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りでない。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業を行う者

イ 空き地空き店舗等の所有者の生計同一者若しくは 2 親等以内の親族又はこれらの者が役員をする法人

ウ 指定区域内で営業している者で、指定区域内の空き地空き店舗等に移転しようとする者

エ 指定区域内で過去に営業し、その後空き地空き店舗等とした者

オ 年間営業日数が、原則年 260 日以上、かつ、通年営業できる見込みのない者

カ 町税等の滞納をしている者

キ 宗教団体が関わる事業を行う者

ク この告示の規定に基づき補助金の交付を受けたことがある者

ケ 町長が不適当と認める業種の営業を行っている者又は行う者

(2) 空き地 利用されていない状態の土地をいう。

(3) 空き店舗等 かつて営業等の事業に使用されていた店舗等

(4) 指定区域 補助金の対象となる区域で、別図第 1、別図第 2 及び別図第 3 に定める区域とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新規出店者が指定区域内において、次の各号に掲げる産業のいずれかを営む場合とする。

- (1) 小売業
- (2) 飲食業
- (3) サービス業
- (4) その他健全で集客を促進する効果が期待できる業種であり、第1条の目的に照らして不適当と認められる業種でないこと。

(事業計画の認定)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き地空き店舗等での営業を開始する日までに、栗山町空き地空き店舗活用支援事業計画書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き地空き店舗等の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- (2) 空き地空き店舗等の位置図、建物平面図
- (3) 申請者が、個人である場合にあっては履歴書、法人である場合にあっては定款又はこれに準ずるもの
- (4) 栗山商工会議所中小企業相談所による事業計画内容の確認書
- (5) 町税等の納入状況が確認できるもの
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 町長は、前項に規定する事業計画書の提出があったときは、その内容を審査の上、栗山町空き地空き店舗活用支援事業認定（不認定）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により認定する場合に、必要な条件を付することができる。

4 第2項の規定により認定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、おおむね1年以内に事業の用に供しなければならない。

5 補助事業者は、当該通知に係る認定内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取下げようとするときは、速やかにその理由を付して町長に届け出なければならない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、出店までに要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き地取得に要する経費
- (2) 空き店舗等取得に要する経費
- (3) 店舗新築に要する経費
- (4) 空き店舗等解体に要する経費
- (5) 空き店舗等の改修に要する経費
- (6) 駐車場等の整備に要する経費
- (7) 備品の購入に要する経費
- (8) その他町長が必要と認めた経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、前条第1号及び第4号を除き、150万円を上限とする。この場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1号及び第4号の上限額は、次の各号に掲げるものとする。この場合において、算出した補助金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 空き地取得に要する経費の上限額 50万円
- (2) 空き店舗等解体に要する経費の上限額 20万円

3 同条第1項の規定により算出した補助金額のうち10分の2に相当する額を、くりやまギフトカード加盟店会が発行するくりやまギフトカードにより交付するものとする。

(事業完了報告)

第7条 補助事業者は、空き店舗等での営業を開始した日から1年を経過した日以後30日以内に、栗山町空き地空き店舗活用支援事業完了報告書(様式第3号)に次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 着工前・後の写真(土地・建物)
- (2) 補助対象経費の領収書又は支払を証明する書類の写し
- (3) 町税等の納入状況が確認できるもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(補助金額の確定及び交付)

第8条 町長は、前条に規定する事業完了報告書の提出を受けたときは、その内容を審

査し、補助対象事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額決定通知書（様式第4号）により補助事業者へ通知するものとする。

- 2 補助事業者は、前項に規定する決定通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第5号）を提出するものとする。
- 3 町長は、前項に規定する補助金交付請求書を受理したときは、速やかに補助事業者に対し補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第9条 補助金の交付決定を受けたものが、次の各号の一に該当する場合は、交付決定を取り消すものとし、既に補助金の交付を受けている場合は、補助金の返還を命ずるものとする。

- （1） 第2条第1項第1号に規定する要件を欠くに至った場合
- （2） 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた場合
- （3） その他町長が不適当と認めた場合

（委任）

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この告示は、平成22年4月1日から令和9年3月31日までの間に空き店舗等で営業を開始し、事業計画の提出のあったものについて適用する。この場合において、平成22年4月1日からこの告示の施行の日までの間に営業を開始した場合における第4条の規定の適用については、同条中「空き店舗等での営業を開始する日までに」とあるのは、「平成22年7月31日までに」と読み替えるものとする。